

令和4年第7回農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年7月7日(木) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階入札室

出席委員

(農業委員 12名)

京谷理史	古澤義夫	松永年實	水本幸男	三田茂明
葉山昌男	吉田繁	鬼追章浩	奥野晋也	内本正美
大谷章	小池良夫			

(推進委員 3名)

森本元昭	梅谷忠道	白樫保雄
------	------	------

欠席委員

(農業委員 2名) 植野純央 堀内利弘

(推進委員 2名) 吉田隆美 松山敏行

農業委員会事務局

白樫明広 篠崎恵 渡辺正治

案 件

- 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農用地利用集積計画書の承認について
- 議案第24号 事業計画変更申請書の承認について
- 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14 : 00】

事務局 それでは、みなさんこんにちは。定刻より早いですが、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第7回の農業委員会総会を開催させていただきます。

出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。台風の影響も少なくそれほど雨もたくさん降りませんでした。地域によっては線状降水帯が発生して浸水したところもございます。梅雨が短くて水不足が心配されたところもございます。幸い近畿の方は大きなことはないだろうというところがございます。

今日の総会を終了してから、市長との懇談を30分程度予定しておりますので、最後までよろしく願いいたします。

それでは総会に移らせていただきます。

京谷議長 本総会は成立していますこと、先ほど事務局から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を白樫委員さんと吉田繁委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、ご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

地図「4条届出①」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

対象農地は、島泉2丁目201番2 田 28㎡

島泉2丁目208番1 田 127㎡

島泉2丁目208番2 田 88㎡

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、宅地、転用済です。

現場確認委員さんは、奥野副会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議
案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありま
せんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員
さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷議長 次に、報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届
出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、3件続けてご説明させてい
ただきます。

この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目です。地図「5条届①」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、島泉2丁目208番5 田 333㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的、分譲住宅、転用済です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

2件目です。地図「5条届②」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲8丁目15番 田 1166㎡

譲渡人、[被相続人] 高鷲1丁目3番15号 岡本 仁平 様

[相続人] ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的、分譲住宅用地です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

3件目です。地図「5条届③」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲8丁目45番 田 1315㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的、分譲住宅用地です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第20号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局から説明をお願いします。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、

ご説明させていただきます。

これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことの証明を行うものです。

地図 「従事者証明」をご参照ください。

地区名は、古市地区です。

申出をする者は、

●●●●●●●●●● 様

買取申出生産緑地は、誉田7丁目748番1 田 1771㎡

買取申出事由の生じた者は、ご本人です。

買取申出事由は、故障で、●●●●●●●●です。

事由が生じた日は、令和4年5月7日です。

現場確認委員は、古澤委員さんです。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷議長 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第22号農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件続けて説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図の「3条許可①」をご参照ください

地区名は西浦地区

申請地、羽曳野市尺度1080番 ほか2筆

いずれも田 合計2,497㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積、2,497㎡となります。

親子間での贈与となります。譲受人の農作業歴は浅いですが、譲渡人の●●●●●●様と耕作を継続されます。農機具も、親族所有の機械を借りて耕作されます。現在も申請地を耕作しており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

続きまして2件目です。

地図の「3条許可②」をご参照ください

地区名は西浦地区

申請地、羽曳野市尺度1060番 田 750㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積、750㎡となります。

親子間での贈与となります。譲受人の農作業歴は10年で、両親と3名で農業をされています。農機具も、トラクター、田植機、コンバインを所有。現在も申請地を耕作しており、所有権移転後も有効利用が期待できるものと考えます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷議長 1件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 特に問題はありません。現在は、畑作として、夏野菜等を作っておられます。尺度1060番地の方は、6月1日に本人が耕作されております。全然問題はありません。

京谷議長 はい、2件目の方も答えてくれはったんですか。地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員	異議なし
京谷議長	異議がないようですので、1件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
京谷議長	2件目の西浦地区の農地法第3条の許可申請について、さきほど現地確認委員の水本副会長の方から「異議なし」のご返事をいただきました。地元委員さん異議がないようですが、地区委員さんいかがですか
地区委員	異議なし
京谷議長	地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
地区委員	異議なし
京谷議長	地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
他の委員	異議なし
京谷議長	異議がないようですので、2件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。
京谷議長	次に、議案第23号、農用地利用集積計画書の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第23号農用地利用集積計画書の承認について</p> <p>羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画について説明させていただきます。</p> <p>地図の「利用集積計画」をご参照ください。</p> <p>地区名は、西浦地区です。</p> <p>申請地は、尺度209番1 畑 1,008㎡</p> <p>利用権の設定をする者（所有者等）は</p>

- いかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
西浦地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。
- 京谷議長 議案第24号、令和4年3月8日付大阪府指令農整第5-92号にて許可された議案の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第24号事業計画変更の承認申請について 説明させていただきます。
地図の「事業計画変更」をご参照ください。
申請地は、令和4年3月8日付、農整第5-92号で転用許可を受けましたが、今回の申請は、当該地の工作物工事費及び土地購入、土地造成費の支出を●●●●●●●●●●●●から●●様が支出する事業計画変更申請となります。
転用用途につきましては、当初計画通りの地域密着型通所介護施設（デイサービス）で変更はありません。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。
- 京谷議長 西浦地区の事業計画変更申請について、地元委員さんいかがですか。
- 地元委員 別に問題はありません。
- 京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、西浦地区の事業計画変更申請は、原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 次に、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請について、予定で2件ありましたが、古市地区の申請は、次月に審議させていただくことになりました。

京谷議長 それでは、西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第25号農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

本件は、市街化調整区域内の農地について、所有権の移転又は賃借権等の設定を行い、譲受人又は被設定人が転用行為を行うものです。

地図の「5条許可①」をご参照ください。

先ほど事業計画変更で説明いたしました場所となります。

本年2月総会でご審議いただきました内容と相違ありませんが、再度大阪府へ議案として提出いたしますので、ご説明いたします。

地区名は、西浦地区

申請地 西浦961番1

地目は田、面積は663平方メートル

建築面積 181平方メートル

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的 地域密着型通所介護施設(小規模デイサービス)の建設

権利の種類 所有権の移転

農地区分は 申請地は、水道管、下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、おおむね500m以内に府立西浦支援学校と医療施設があるため、農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地に該当するものと考えます。

譲受人は介護福祉施設建設場所を探していたところ、開業に適

した申請地を選定し、地域密着型通所介護施設を建築するものです。雨水、排水につきましては、公共下水道管へ放流いたします。また、隣接農地も無いことから、周辺農地の営農等に支障がないものと考えます。資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。また本件は、都市計画法による開発許可が必要な案件で、都市計画法第 29 条の規定に基づき担当部局へ申請手続きがされていることを確認しており、農地転用許可と同時許可となる見込みです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 西浦地区の農地法第 5 条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 別に問題ないと思います。前回も確認に行っておりますので大丈夫です。

京谷議長 地元委員さん異議がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議がないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第 5 条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。
事務局からその他連絡事項をお願いします。

京谷会長 ありがとうございます。

【閉会 14 : 22】